

愛媛県キャリア形成プログラムの改定について

○ 改定内容

以下について改定を行う。

1 地域枠医師の県中核病院での勤務に係る義務算入対象期間の緩和

現在制度において、地域枠医師の「県中核病院」での後期臨床研修は卒後3～5年目の間に取得した場合に限り1年間のみ義務算入することとしているが、専門研修プログラムの履修期間が4年以上とされる診療科の一部においては専門医プログラムを有する**基幹病院の定員数やその年の専攻医の数により、専攻医の意思とは関係なく卒後6年目以降に県中核病院に配置せざるを得ない状況が発生**している。

については、医療機関の都合により「県中核病院」への配置時期が決定されている中、**配置時期により義務算入の可否を異にすることは公平性に欠ける**ことに鑑み、県中核病院勤務に係る義務算入対象期間を「卒後3～5年目」から「**キャリア形成期間（専門研修プログラム履修期間）**」に緩和する。

例) 整形外科 (※キャリア形成期間 (専門研修プログラム履修期間) が4年間) の場合

【変更前】: 「県中核病院」の義務算入対象期間を「**卒後3～5年目**」に限定 (6年目以降は不可)

	卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目
キャリア形成期間 <small>(専門研修プログラム履修期間)</small>	→			
専攻医 A	後期研修 (県中核) 愛媛大学附属病院※1 【義務算入可】	後期研修 (地域) 県立今治病院 【義務算入可】	後期研修 (地域) 県立新居浜病院 【義務算入可】	地域医療従事 済生会西条 【義務算入可】
専攻医 B	後期研修 (地域) 県立今治病院 【義務算入可】	後期研修 (地域) 県立新居浜病院 【義務算入可】	地域医療従事 済生会西条 【義務算入可】	後期研修 (県中核) 愛媛大学附属病院※2 【義務算入不可】

※1 専攻医 A の「県中核病院 (愛大)」勤務は、卒後3年目であるため、義務算入可。

※2 専攻医 B の「県中核病院 (愛大)」勤務は、卒後6年目であるため、義務算入不可。



【変更後】: 「県中核病院」の義務算入対象期間を「**キャリア形成期間**」に緩和

	卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目
キャリア形成期間 <small>(専門研修プログラム履修期間)</small>	→			
専攻医 A	後期研修 (県中核) 愛媛大学附属病院 【義務算入可】	後期研修 (地域) 県立今治病院 【義務算入可】	後期研修 (地域) 県立新居浜病院 【義務算入可】	地域医療従事 済生会西条 【義務算入可】
専攻医 B	後期研修 (地域) 県立今治病院 【義務算入可】	後期研修 (地域) 県立新居浜病院 【義務算入可】	地域医療従事 済生会西条 【義務算入可】	後期研修 (県中核) 愛媛大学附属病院※ 【義務算入可】

※ 専攻医 B の「県中核病院 (愛大)」勤務は、卒後6年目であるが、義務算入可。

また、過去に卒後6年目以降に県中核病院で勤務していたために義務算入されなかった地域枠医師2名（整形外科1名、耳鼻咽喉科1名）について、公平性の観点から遡って義務算入することとする。対象者2名の詳細は下表のとおり。

医師名（診療科）	従事医療機関（卒後年数）	義務算入月数
岩田真治（耳鼻咽喉科）	愛媛大学医学部附属病院（卒後6年目）	6カ月
西川浩輔（整形外科）	愛媛大学医学部附属病院（卒後6年目）	6カ月

※耳鼻咽喉科及び整形外科のキャリア形成期間（専門研修プログラム履修期間）はいずれも4年間。
 ※両者とも卒後3～5年目に県中核病院に6カ月間勤務（義務算入）しているため、今回追加で義務算入する期間は6カ月。

2 キャリア形成プログラムの表記の変更について

キャリア形成プログラムの配置方針における表記を下記のとおり変更する。

【変更前】					【変更後】			
機能的区分	初期臨床研修期間	後期臨床研修期間		地域医療貢献期間※	機能的区分	初期臨床研修期間	後期臨床研修期間※1	地域医療貢献期間※2
	1～2年目	3年目	4～5年目			6～9年目	1～2年目	3～5年目
県中核病院	愛媛大学医学部附属病院のアイ(愛)プログラムに限る。【算入】	配置可【算入】	特定診療科に限り配置可【算入】	配置しない	県中核病院	愛媛大学医学部附属病院のアイ(愛)プログラムに限る。【算入】	後期臨床研修期間のうち1年間に限り配置可【算入】	配置しない

卒後3～5年目を後期臨床研修期間として示し、県中核病院については、当該期間のうち1年間に限り配置可であることを明記。

今回、県中核病院での義務算入対象期間を「卒後3～5年目」から「キャリア形成期間」に緩和したことに伴い、「キャリア形成期間（専門研修プログラム履修期間）が3年を超える診療科については、キャリア形成期間のいずれかの年を後期臨床研修とすることができる」旨、留意事項として追記する。

（資料1-2「愛媛県キャリア形成プログラム（案）p.5の下部※1のとおり）